

〔昭和七年〕

〔表紙〕
「学生思想問題ノ対策、経費」

(注記1)

学生思想問題ノ対策

文部省ニ於テハ学生思想問題ノ対策トシテ別紙記載ノ如キ経費ニ依リ左記ノ如キ施設事業ヲ実施シ来レリ。

(第一) 当面ノ施設

各大学、学校ニ対スル思想問題ニ関スル指導監督上必要ナル施設トシテ左記ノ如キ施設ヲ実施シタリ。

- 一、指導教官制度
- 一、特別講義制度
- 一、学生生徒福利施設
- 一、学校ニ於ケル穩健ナル研究団体、修養団体ノ事業ノ奨励及体育ノ奨励
- 一、学校ト家庭トノ連絡
- 一、各大学、学校地方庁等ニ対シ思想問題ニ関スル諸種ノ調査物ノ印刷配布ヲナス。主ナルモノ左ノ如シ。
- 一、思想調査資料
- 一、思想事件ニ関スル「彙報」
- 一、思想問題ニ関スル各種ノパンフレット

一、思想問題ニ関スル諸會議ノ開催

文部省ニ於テハ例年一般ニ開催セラルル高等学校長會議、実業専門学校長會議、中等学校長會議、地方長官會議、学務部長會議等ニ於テ学生思想問題ニ関シ其ノ状況ヲ知ラシメ本省ノ方針ヲ指示シ其ノ他必要ナル事項ヲ協議シツツアルノ外特ニ左ノ如キ諸會議ヲ設ケタリ。

一、学生生徒主事會議

一、大学、高等学校相互間ノ学生生徒主事ノ聯絡會議

議

一、帝国大学総長懇談會

一、私立大学総長、学長協議會

一、私立大学学生監會議

一、地方教育関係者協議會等

一、思想問題ニ関スル講習會、講演會、座談會、資料展観ヲ開催ス

會

一、本省主催思想問題講習會及本省主催思想問題講演會

會

一、府県委託思想問題講習會、同座談會(本省補助)

一、思想問題資料ノ展観

(第二) 根本的施設

一、国民精神文化研究所ノ設置

我カ国ノ団体觀念、国民精神ヲ闡明シ之ヲ広ク一般ニ普及スルコトニ依リテ国民ヲシテ帰趨スルトコロヲ知ラシメ以テ今日ノ如キ思想問題ノ善導ヲ期セントスルノ目的

ヲ以テ標記研究所ヲ設置シ目下所内ニ研究部、事業部ノ
二部ヲ置キテ夫々次ノ如キ研究及事業ヲナシツツアリ。

一、研究部

国体観念、国民精神ニ関スル全般的研究

哲学、歴史、教育、宗教方面ヨリノ研究

政治法律、経済方面ヨリノ研究

文学、芸術方面ヨリノ研究

二、事業部

(1) 教員研究部

毎期六ヶ月間二亘リテ研究ヲ継続セシムルコトト

ナシ目下師範学校教諭四十七名ヲ集メテ講習ヲ施

シツツアリ

尚引キ統(抹消)繼(加筆)〔キ〕師範学校教員及他ノ中学校教員

ニモ広ク之ヲ及ボス考ナリ。

(2) 研究生指導科

大学、高等学校、専門学校ニ於テ思想的理由ニ依

リ退学処分ヲ受ケタル学生生徒ヲ目下八名収容シ

担任ノ所員ニ依リテ個人的ニ指導シ思想的矯正ニ

努力シツツアリ、成績良好ナリト認メラル。

一、思想督学官ノ増員

学生生徒ノ思想運動ガ近時益々広汎複雑トナリ来リタル

ノミナラズ小学校教員、青少年団体等ニモ波及シツツア

ルノ情勢ニ鑑ミ思想問題ニ関スル各般ノ視察監督ヲ十分

ニスルコト極メテ肝要ナルヲ以テ昭和七年度ヨリ専任ノ

督学官ヲ増員シ視察監督ヲ十分ニシテ対策ノ実施ニ遺憾
ナキヲ期シツツアリ。

一、学生思想問題調査委員会

本省ニ於テ学生思想問題ニ関シ根本的対策樹立ニ資セン

為昭和六年七月以来学者、実家、各關係官庁当局者等

ヲ集メテ標記委員会ヲ設ケ「学生生徒左傾ノ原因」「学

生生徒左傾ノ対策」ニ付調査ヲ遂ゲシメタリ。

一、思想指導上有益ナル図書ノ推薦、紹介及選定

一、団体(加筆)ノ〔研究及〕マルキシズム批判ニ関スル学問研究ノ奨

励

一、思想問題ニ関スル外国ノ有益ナル著書ノ翻訳

マルキシズムヲ批判シタル外国ノ權威アル著書ヲ翻訳ニ

テ適當ニ之ヲ利用シ参考ニ供シツツアリ。

一、思想問題ニ関シ学校教育内容ノ研究調査

極左主義者ノ思想、左傾学生ノ思想傾向並現下ノ一般社

会人青年学生ノ思想傾向等ヲ各種ノ資料ニ依リテ具体的

ニ研究調査シ之ヲ現下ノ各種学校ノ教科ノ内容ト比較対

照シ以テ其ノ適、不適ヲ調査シ教育ノ内容ノ改善ノ資料

トナサントシ關係ノ学者等ヲ集メタル会ヲ設ケ調査中ナ

リ。

学生部關係経費（一般会計）

三年度計上額

一一、七〇三

四年度増加額

二〇、五二五

六年度増加額 (二ヶ年度限り)
 (ノ経費ナリ) (二九、〇〇〇)
 七年度増加額 二〇七、六三八
 八年度増加額 五三、一八二

計

二九三、〇四八

大学及直轄諸学校関係経費 (特別会計)
 三年度計上額 (学生主事、生徒主事等設置)

六一、五六八

四年度増加額

三四七、七一〇

五年度以降増加額

二八、六五五

計

四三七、九三三

一般会計特別会計合計額

七三〇、九八一

警察特別施設費予算累年比較表

年度別	予算総額	内訳 (施設職員別)					備考	
		事務官	警視	属	警部	通訳		
昭和三年	一、四八四、八二六	勅任一〇	四五	三三三	一六四	六	二二〇	
〃 四年	一、五三三、〇九五	〃 一〇	四五	三三三	一六四	六	一一六	
〃 五年	一、〇五九、一七一	〃 七一	四五	二二三	一一二	五	五〇	
〃 六年	九八二、六九九	〃 六一	四五	二三三	一一〇	五	四七	
〃 七年	九五三、三六四	〃 六一	四五	二二二	一〇六	五	五〇	

昭和七年度 追加	事務官二 書記官一	四一〇	五〇	一	二〇
三四九、九六五					

備考

昭和七年度經常部ニ於テ実行予算及追加予算ヲ以テ地
 方費補給特別調査費六〇一、四六六円ヲ要求シ海港警
 備施設 (警部補 二名) 及特高外事警察専務警部補
 (巡査二三名) ノ配置等ヲ為シタリ。
 (二五〇名) ノ配置等ヲ為シタリ。

年次	(注記2) 治安維持法違反起訴者類別調				
	起訴総人員	黨員	同盟員	目録其ノ他	備考
大正十五年	三八			三八	京大事件
昭和二年	一一	一一			北海道集産党事件
昭和三年	五三〇	三九二	二九	一〇九	軍法会議処刑者八名ヲ含ム
昭和四年	三四四	一二五	四	一一五	二名ヲ含ム
昭和五年	四四九	一一二	五一	二七七	同
昭和六年	三二四	一一二	二七	一六六	六名ヲ含ム
昭和七年	六五四	三七三	一七九	一〇二	同
計	二、三四〇	一、二四三	二九〇	八〇七	六名ヲ含ム

備考

一、起訴者ニシテ本表以外ニ朝鮮共産党関係鮮人昭和三年
 一人、同四年四十六人、同五年三人アリ
 尚昭和五年樺太庁ニ於テ検挙セルモノ十三名アリ
 一、×印ハ黨員ニシテ同盟員ヲ兼ネタルモノヲ重記セルモ

ノナリ

(注記1)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記2)

【秘】

【思相対策協議会参考資料 内閣官房
総務課】 2A, 40, ㊦231